九					
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
十四					
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
二十三					
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
二十六					
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

イ　［略］
ロ　登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
ハ　［略］

［略］

令第四十一条の規定により登録権利者が単独で申請するときは、人の死亡又は法人の解散を証する書面（人の死亡を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は法人の解散を証する登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

［略］

令第五十一条第一項に規定する事由により受託者の任務が終了したことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）及び新たに受託者が選任されたことを証する書面又は登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

［略］

令第五十一条第二項に規定する事由により一部の受託者の任務が終了したことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

［略］

九					
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
十四					
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
二十三					
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
二十六					
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

イ　［同上］
ロ　登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）
ハ　［同上］

［同上］

令第四十一条の規定により登録権利者が単独で申請するときは、人の死亡又は法人の解散を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面

［同上］

令第五十一条第一項に規定する事由により受託者の任務が終了したことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面及び新たに受託者が選任されたことを証する書面

［同上］

令第五十一条第二項に規定する事由により一部の受託者の任務が終了したことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面

［同上］

附　則

この府令は、令和三年四月一日から施行する。